

【イギリス】2021年教育及び訓練（児童福祉）法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2021年4月29日、学校等に位置付けられていない教育・訓練提供機関の運営責任者に対し、児童の福祉を保護し、促進する義務を課す法律が制定された。

1 2021年教育及び訓練（児童福祉）法制定の背景

政府は、教育及び訓練を提供する全ての者は、それを受ける児童の幸福（well-being）を保護し促進する義務を負うべきであるという方針を持っている¹。2002年教育法²第175条は、地方自治体並びに公費維持学校³及び継続教育⁴部門の理事会に児童の福祉の保護及び促進に関する取決めを行う義務を課しているが、法律上、学校等に位置付けられていない機関は、当該義務の対象となっていなかった。2021年4月29日、公的資金の提供を受ける教育及び訓練の提供者に対し、それを受ける児童の福祉の保護及び促進に関する義務を課す法律として2021年教育及び訓練（児童福祉）法⁵が制定され、2021年6月29日に施行された。同法は、2002年教育法及び2009年養成訓練、技能、子ども及び学習法⁶（以下「2009年法」）を改正する。

2 2021年教育及び訓練（児童福祉）法の構成及び適用範囲

この法律は、全3か条から成り、児童福祉：16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー及び継続教育（第1条）、児童福祉：養成訓練及び技術教育（第2条）、範囲、施行期日及び略称（第3条）で構成される。この法律は、イングランド及びウェールズのみにも適用される。

3 2021年教育及び訓練（児童福祉）法の概要

(1) 16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー及び継続教育（第1条）

2002年教育法第175条に、次の内容の第3A項～第3C項等を追加する。16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー（後述）の所有者（proprietor）は、児童の福祉の保護及び促進を目的としてその職務を遂行することを保証するための取決めを行わなければならない（第3A項）。主務大臣は、イングランドの高等教育機関の所有者と協定を締結し、又は当該所有者に資金援助を提供する条件として、当該所有者に保護義務の遵守を求めなければならない（第3B項）。ここでいう保護義務とは、教育機関の運営に関し、所有者が、①児童の福祉の保護及び促進を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ “Education and Training (Welfare of Children) Act 2021: Explanatory Notes,” p.3. legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/16/pdfs/ukpgaen_20210016_en.pdf>

² Education Act 2002 c.32. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/32/contents>>

³ 公費維持学校（maintained school）には、地方自治体が設置・運営する公立学校や、教会等が設置・運営する地方補助学校（foundation school）又は有志団体立学校（voluntary school）などの公営学校が含まれる。田村祐子「イギリスにおける教育改革の試み—アカデミー政策をめぐって—」『外国の立法』No.271, 2017.3, p.88. <https://dl.n.dl.go.jp/view/download/digidepo_10317801_po_02710005.pdf?contentNo=1>

⁴ 継続教育（further education）とは、高等教育を除く義務教育後の職業教育・訓練を指す。文部科学省『諸外国の初等中等教育』（教育調査第150集）明石書店、2016.4, p.99.

⁵ Education and Training (Welfare of Children) Act 2021 c.16. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/16/contents>>

⁶ Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009 c.22. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/22/contents>>

目的としてその職務を遂行することを保証するための取決めを行う義務、及び②その取決めの内容を検討する際に、主務大臣が提供する指導⁷を考慮する義務である（第3C項）。また、学校ではない機関の所有者を、その機関の運営に責任を負う個人又は団体と定義する（第5項）。

（2）養成訓練及び技術教育（第2条）

2009年法に、次の内容の第101A条「資金：福祉」を追加する。主務大臣は、職業技能に関する①法令で定める養成訓練⁸の提供者（2009年法第100条第1A項で規定される。）及び②認定された技術教育資格又は職業能力を取得するための教育又は訓練の提供者（2009年法第100条第1B項で規定される。）に対し、資金を提供する条件として、保護義務の遵守を求めなければならない。ここでいう保護義務とは、①その教育又は訓練を受ける児童の福祉の保護及び促進を行うための取決めを行う義務、及び②その取決めの内容を検討する際に、主務大臣が提供する指導を考慮する義務である。

4 2021年教育及び訓練（児童福祉）法の主な対象機関

（1）16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー及び継続教育機関

16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー（16-19 Academy）：アカデミーは、国の補助金により維持されるが、設置・運営に関して個人、企業等の賛助者（sponsor）を得ることができる中等教育機関で、公営独立学校に位置付けられる。16歳以上19歳未満を対象とするアカデミーには、大学進学を目指すためのシックスフォームカレッジ（sixth form college）、職業資格取得を目指すための継続教育カレッジ（further education college）等が含まれる⁹。

16歳以降の者を対象とする特別支援教育機関（special post-16 institutions）：障害を含む特別な教育的ニーズ（special educational needs: SEN）を有する、義務教育終了後の児童等を対象とする特別支援教育の提供機関である¹⁰。

独立教育提供機関（independent learning providers）：16歳以上19歳未満を対象とした継続教育を含む、様々な教育及び訓練を提供する独立教育機関である。約1,000の機関が、16歳以上19歳未満を対象とした養成訓練を提供するための資金提供を受けている¹¹。

（2）養成訓練及び技術教育の提供機関

Tレベルの提供機関：16歳以上19歳未満を対象とする2年間の高度技術者養成課程を提供するカレッジ、アカデミー等である。児童は、Tレベルと呼ばれる、職業に必要な専門知識及び技能の取得を目指し、修了後に国家認証資格を取得することができる。教育省が所管し、2020年9月に開始された¹²。

⁷ “Keeping children safe in education : Statutory guidance,” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/keeping-children-safe-in-education--2>>

⁸ apprenticeship. 「見習訓練」などと訳されることもある。

⁹ 田村祐子「イギリスの2010年アカデミー法」『外国の立法』No.274, 2017.12, pp.3-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11000631_po_02740002.pdf?contentNo=1>

¹⁰ *op.cit.*(1), pp.3-4.; Sue Hubble and Paul Bolton, “Post 16 Special Educational Needs and Disabilities in England: F AQs,” House of Commons Library Briefing Paper, No.8561, 2019.5.17, pp.3-5. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8561/CBP-8561.pdf>>; 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「イギリスにおける障害のある子どもの教育について」（特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第10回）配付資料6-1）2011.5.27. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1306642.htm>

¹¹ *op.cit.*(1), pp.3-4.

¹² “Introduction of T Levels: Guidance,” 2021.11.22, GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/introduction-of-t-levels/introduction-of-t-levels>>; 文部科学省『諸外国の教育動向2020年版』（教育調査第159集）明石書店, 2021.9, pp.43-46.